主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨第一点は、単なる訴訟法違背の主張であり、同第二点中違憲をいう点は、原 判決の判示に副わない事実関係を想定し、これを前提とする主張であり、その余は、 単なる訴訟法違背の主張に帰し、同第三点は、違憲をいう点もあるが、その実質は、 すべて事実誤認、単なる訴訟法違背の主張であつて、いずれも、「最高裁判所にお ける民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号) 一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要 な主張を含む」ものと認あられない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

| 輔 | 悠 | 藤 | 斎 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|--------|
| 毅 | | 野 | 真 | 裁判官 |
| 郎 | Ξ | 松 | 岩 | 裁判官 |
| 郎 | 俊 | 江 | λ | 裁判官 |